

平成21年9月第5回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成21年9月25日 午前10時02分

1. 出席議員は次のとおり

1番 桜田秀雄
2番 林修三
3番 山口孝弘
4番 小高良則
5番 湯浅祐徳
6番 川上雄次
7番 中田眞司
8番 古場正春
9番 林政男
10番 新宅雅子
11番 横田義和
12番 鯨井眞佐子
13番 北村新司
14番 古川宏史
15番 山本義一
16番 京増藤江
17番 右山正美
18番 小澤定明
19番 京増良男
20番 丸山わき子
21番 加藤弘
22番 山本邦男

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
教 育	長	齊 藤 勝
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	小 倉 裕
経 済 環 境 部	長	森 井 辰 夫

建 設 部 長	並 木 敏
会 計 管 理 者	越 川 みね子
教育委員会教育次長	尾 高 幸 子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	江 澤 弘 次
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多久美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 井 勲
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 任 主 事	栗 原 孝 治

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成21年9月25日（金）午前10時開議

日程第1 発議案の上程

発議案第9号、発議案第10号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 議案第2号から議案第13号

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第3 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

追加日程第1 議長辞職の件

- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第6 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第7 八街市農業委員会委員の選挙
- 追加日程第8 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙
- 追加日程第9 八街市表彰審査会委員の推薦について
- 追加日程第10 議員派遣の件
- 追加日程第11 議席の一部変更の件

○議長（山本邦男君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告1件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、本日の欠席の通知が高橋副市長よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

なお、発議案の提出者は、質疑終了まで登壇をお願いします。

最初に、発議案第9号の提案理由の説明を求めます。

○小澤定明君

発議案第9号、八ッ場ダム建設継続を求める意見書について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年9月。

八街市議会議長、山本邦男様。

提出者、八街市議会議員、小澤定明。

賛成者、加藤弘議員、同じく京増良男議員、同じく山本義一議員、同じく古川宏史議員、同じく北村新司議員、同じく鯨井眞佐子議員、同じく横田義和議員、同じく新宅雅子議員、同じく林政男議員、同じく中田眞司議員、同じく川上雄次議員、同じく湯浅祐徳議員、同じく小高良則議員、同じく山口孝弘議員、同じく林修三議員。

多くの賛成者を得ての発議であります。

それでは、意見書を朗読いたします。

八ッ場ダム建設継続を求める意見書（案）。

群馬県吾妻郡長野原町に建設中の八ッ場ダムは、1952年、構想、着手以来、57年の歳月をかけて既に事業計画の7割近くが完成している。建設に当たっては、地元住民の深い苦悩と苦渋の決断があり、紆余曲折を経て、ようやく完成の日の目を見ようとしている今、ダム建設中止となれば、本事業に協力した住民の怒りがおさまらないばかりではなく、多額の損害賠償が発生し、国の不信感が増幅するばかりである。

今般、民主党を中心として成立した鳩山内閣は、公共事業の見直しを掲げ、前原誠司国土交通大臣は、就任直後、八ッ場ダム建設中止を明言している。しかしながら、八ッ場ダムは建設総事業費4千600億円の中、3千260億円を既に投じている。JR吾妻線の付け替えもほぼ完了し、住民の移転も進み、ダム完成による新規の生活設計を思案しているところ

である。そのさなか、本事業の中止となれば、地元住民のみならず、受益者である東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県の1都5県の住民3千850万人もはかりしれない影響を与えると推測される。

また、近年の地球温暖化の影響と思われる異常気象は、大きな自然災害を引き起こし、住民の安心・安全に警鐘を鳴らしている。住民に安心・安全をもたらすことは、行政の最大の責任であり、八ッ場ダムが治水と利水（水道水及び農業用水の供給）を担っていることは、論をまたない。それゆえ、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県の1都5県の各知事はこぞって建設の継続を求めている。

八街市においても水道水の安定供給は、行政の責務であり、その必要性和重要性にかんがみ、昭和62年から平成20年度までに1億7千772万1千円を負担金として拠出している。したがって、本事業は中止となれば、八街市の水道供給計画などに重大な影響を及ぼすことは必定である。

以上の理由を勘案すれば、八ッ場ダムの建設中止は行政の継続性から逸脱するだけでなく、国への信頼を著しく損なうものである。よって、八街市議会は八ッ場ダム建設の継続を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成21年9月。

八街市議会議長、山本邦男様。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣あてでございます。

何とぞご理解いただき、継続の意見書を提出したいと思います。よろしくご審議願いたいと思います。

○議長（山本邦男君）

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第9号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第9号に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

○右山正美君

それでは、何点か質問したいと思いますが、私も、また提出された小澤議員も八ッ場ダムに現地には視察に行っております。その後、また、私は視察に行ったわけですが、あの八ッ場ダムは今の湖底に沈むと言われるところの住民の人たちを「ずり上がり方式」と言って、そのまま上の方に家を持っていったり、学校を持っていったり、温泉を持っていったりという、「ずり上がり方式」という形を新しい手法でやっております。

また、鉄道も本当にそういう感じでやっているわけであります。

そうした中で、57年という歳月、賛成者、反対者を巻き込んで、裁判になり、いろんなこのとおり、書かれてあるとおりの紆余曲折を経て、今現在に至っているわけでありますが、総額4千600億円という形で、既に3千260億円を投じている。残り1千340億円、これが残として残っています。これを投入しながらやっていくということになると思うんですけども、提出者はこの金額で本当におさまるのかどうか、その辺について、まず1点だけ伺いたいと思います。

○小澤定明君

ただいまの右山議員、総事業費4千600億円、残り1千340億円、これで終わるのかということではありますが、私はこれで終わると思います。まして、今、新聞、テレビで騒がれております。ここでの中止と相成った場合、もっと国の支出は増大するだろうと思います。国、県、1都5県、これに費やしている。先ほど八街市も1億7千772万1千円と申しましたが、この全体で自治体が利水関係で負担しております1千500億円、これをも返還しなくてはならない。この返還義務というのは生じてまいります。その点、残りの1千340億円、これで必ずできると。仮に中止したとしましても、整備途中の国道、JR、代替地等の生活再建関連として、中止しても770億円かかる。継続しても、この770億円というのはかかりますけれども、それは利水、治水の関連する1都5県、これがその上幾らか出たとすれば、応分の負担は必要かと考えております。

○右山正美君

提出者に詳しい数字まで、こうやって言えというのは、これは過酷なことですが、大まかな理論でいえば、利水、治水についても、これはもうダムを作らなくても大丈夫だよと、そういうことになっております。まして、この総事業費4千600億円ということになっておるんですが、どんどんハッ場ダムの問題については、どんどん資料が出ていまして、この総事業費について、予算超過の公算が大きいと、このように出ているんですよ。といいますのは、ただ単に工事費が4千600億円かかるというだけではなくて、それ以上の問題が出ているんです。これは、当然に多額の補償を払わなきゃならないという問題も出てきています。

それと、もう一つは、そのダムを作っても、予定地上流の3つの関、これは関を作って電力を発生させるんですよ。川を通らずに送水管を通りますから、大量の水がダム予定地を迂回する格好で、電気を発生させる。そういう装置になっているわけです。ですから、ダムに水が本当にたまるかどうかというのは、これ懸念されているんですよ。だから、そういうことです。ですから、本当にこのダムが必要なかどうかというのは、やはりもっと、民主党政権になって本当に白紙には戻さないけれども、見直しをしようと言っていますけれども、やはり地元住民に補償しながら、私は進めていった方がいいのかなというふうに思います。

先ほど言いました現前の補償ダム完成直前に、これは直前に支払うそうです、当然に。当初の4千600億円に織り込もうとしたんですけども、ところが、そうはいかなくなって

きたと。数百億円の規模になって事業費再増額の一要因になることは確実だという具合にマスコミにも出ているんですよ。もう4千600億円では、とてもじゃないけれどもできませんよ。それ以外の補償の問題、いろんな問題が出て、もう本当に大変な、それから現前補償のほかにも地すべり対策工事や関連工事の進捗率が低いことから、さらにその4千600億円よりもっともっとかかりますよと、こういうことが出ているわけです。ですから、総体的に考えれば、やはり見直しをしていく必要があるんじゃないかなと、こういうふうに考えます。

もう一つは、八街市も1億7千772万1千円、これが拠出されました、62年からね。でも、これは中止になれば、全額は戻るかどうかはわかりませんが、戻って市民のために使えるわけですよ、そういう状況のもとであれば。ですから、八街市の水道供給計画などに重大な影響を及ぼす。全くこういうことも、今ないと思います。まして、人口が減って、取水が減って、みんな水を使わなくなったという具合に、水道課も下水道課も報告してあるんですから。私は、こういった八街市に与える影響はないと思いますし、まして財源が返ってくるという面からすれば、やはり中止した方がベターであろうというふうに考えますが、どうでしょうか。

○小澤定明君

何点かの質問があったと思います。私の頭の中では、全部ちょっとあれですが、最初の地元の声と言いましたよね。今、新聞、テレビで地元の声、悲痛な叫びですよ。

それと、政府の中止ありき、パフォーマンス的に地元で大臣が入って話をする。高山町長だって、中止ありきなら対面しないと言っています。今の新政権、何を柱にやっていますか。友愛ですよ。泣いている人が、それだけいるのに、そんなの知らないよと。それと、八街市、約1億7千万円返ってくればいいじゃないかと。渇水になったらどうするんですか。

データが出ています。平成6年、30パーセントの夏の渇水です。平成8年、やはり30パーセントの渇水、平成9年、平成13年、これは学校等々がプールなど全面的に禁止ですよ。これは、一時断水で、5市1町、減水が12市10町、102万人にも影響しているんです、これ。平成8年度においても、一時断水が5市、減水が9市3町、100万人に影響しているんです。

それと、どうして必要かとありました。カスリーン台風というのは、昭和22年にありました。この台風で、この利根川水系、洪水によってどのくらいの命が絶たれたと思いますか。いまだに1千人以上が土砂の中でそのままです。これを何とかしなくちゃいけない。その話をしているうちに、今から50年前、伊勢湾台風というのが日本全土を襲ったんです。これでダムは作らなくちゃいけないということで計画され、私も57年もかかって何をやっているんだという気はありますが、これは1都5県、何が何でも必要なダムであろうと。それと、先ほど水力発電の話が出ましたが、これは環境問題においては、最高の水力発電です。

○右山正美君

吾妻溪谷は崩壊するんだよ。自然崩壊じゃないか。

○小澤定明君

そういうことはございません。それで、計画を作り、あそこで移転した人たちが何とか生計を立てていこうと、57年間の長きにわたり、苦渋した結果が今であろうと思いますので、右山議員にはご理解のほどお願いし、賛成に回っていただければ幸いと思います。

○議長（山本邦男君）

右山正美議員に申し上げます。質疑については、会議規則第56条及び議会運営の申し合わせにより、同一議題について2回を超えることはできないことになっておりますのでご協力をお願いいたします。

○右山正美君

発議案はそういうことでしたら、ほかの対策をとってください。

○議長（山本邦男君）

答弁を求めない要望ならば発言を許します。

○右山正美君

何でそういうふうに、議長なるんですか。全然違うじゃないですか。私が、この間答弁したときはどうなんですか。2つだけじゃないじゃないですか。発言をそうやって議長の権限で封じることは許せません。

もとに戻りますけれども、小澤議員も視察をして、あそこは草津温泉ですよ。草津温泉で石灰水を投入していくというような視察もしましたよね。あそこに真っ白く濁ったダムがありました。あれは白木ダムと言っています。なぜ、石灰を投入しなきゃいけないかといったら、ダムを作ったら、その温泉水が入ってくる。温泉水が入るとpH3です。五寸釘が3日ぐらいで溶けちゃうんですね。それで白木ダムを作って中和させて、そしてそれを流して吾妻溪谷にも流しているという現状があるわけです。それはそれでいいと思うんですよ、直接流れ込んだらね。本当にダムを作っても、それは溶けちゃうわけですから、いろいろなものがね。それはそれでいいんですけども、でも、そういう大洪水とか、大雨とかになったとき、それも私は大変じゃないかなというふうに思います。やはり関を通して大量の水が、そういったダム予定地に来ないわけですよ、はっきり言って。そういう面からすれば、何でダムが必要なんだということになってくるんですよ。吾妻溪谷、本当に多くの市民が秋とか、春とか、そういった形で観光の名所にもなっておるし、そういった形で治水も進めていけばいいことであって、洪水と言いますけれども、100年に1回ですから、これは。治水を進めなければ、利水・治水の問題では、影響がないというふうに出ているわけです。

小澤議員も悲痛な住民の叫びと言いましたけれども、やはりそれは、あそこの中で反対を貫いてきた人たちもいっぱいいるわけですよ。それこそ、今まで悲痛な叫びの中でなっているわけですよ。だから、本当にそのダムが必要だったら、もっと早くできてきていますよ。57年もかかりませんよ、本当に必要だったら。必要ないから、いろんな問題がいろいろ出てきて、57年もかかる。川辺川ダムもそうですよね。ですから、本当に必要なら本当にもっと早くできていますし、そういう点からすれば、本当に必要のないダムであ

ると言わざるを得ない。

湧水なんかも言われましたけれども、それは統計言われましたけれども、それはそんなに、そこを作ったからといって湧水が解消されるかという、さっき言った関を通ってくるわけですから、それが湧水対策になるかという、そうでもないという、これ事実言えることであって、そういう面からすれば、八ッ場ダム、やはり住民の方々と合意をしながら、建設をしないという方向で、私は進んでいってもらいたいと思います。以上です。

○議長（山本邦男君）

ほかに質疑はありませんか。

○丸山わき子君

今、小澤議員から説明をいただきました。それで、何点か質問させていただきたいと思います。

今、右山議員の方からも質問がありましたけれども、建設総事業費4千600億円、このうち3千260億円を既に投じているというような説明をいただいたわけなんですけれども、工事の進捗率はどの程度なのでしょうか。

○小澤定明君

先ほども意見書の中で申し上げましたが、7割近くの完成を見ているところであります。

○丸山わき子君

7割近くの完成ということなんですけれども、実際にお金を使ったのが7割であって、工事の進捗率は7割ではないと思うんですね。JRの吾妻線の付け替えもほぼ完了したということですが、このJRの付け替えに関しましては75パーセント。そして、国道の付け替えが6パーセント、県道の付け替えが2パーセント、代替地の付け替えが10パーセント、ダムの本体はまだ建設に入っていないんですね。ということは、工事の進捗率が7割ではなくて、4千600億円の中で使われたお金が3千260億円投じられたということなんです。その辺についてはどうなのでしょうか。

○小澤定明君

今、各事業に対しての進捗率を丸山議員の方から申されましたが、この予算の3千260億円の中に、最後の住宅についても、もう既に地元の人には、「あなたはここですよ。あなたはここですよ」と全部決まっております。道路等々も予算はとってありますが、この今からすべて残りの残っている分を新規に予算を計上するわけではなくて、予算の中で、もう既に入っておりますが、この新政権が変わる前に本体工事、ダムの工事の入札等々の話もありましたが、凍結ということで、今、止まっている状態でありますので、この数字等々がひとり歩きしているわけではなく、3千260億円既に投じているというのは、この中で仮に国道、吾妻線、県道等々の建設費も含まれておると思います。

○議長（山本邦男君）

丸山わき子議員に申し上げます。質疑については、会議規則56条及び議会運営の申し合わせにより、同一議題について2回を超えることはできないことになっておりますので、ご

協力をお願いします。

○丸山わき子君

まだ、1回しかしていないじゃない。なんでそうなるんですか。まだ、1回しかしていないじゃない。

○議長（山本邦男君）

速記を調査いたしますので、暫時休憩します。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前10時55分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

丸山議員に申し上げます。速記を調査した結果、質疑を2回していることが確認されたのでご協力をお願いします。

○丸山わき子君

大変、この意見書に対する質疑のあり方というのが問題であると思います。特に委員会付託していないわけですから、こういう意見書に関しましては、十分、本会議で論議ができる、そういうことを保障すべきであると思います。

今回の小澤議員の答弁に当たりましては、大変、不明瞭であり、その同じことを伺っているだけで2回の質疑だったということで、議長は判断されているわけですが、議長もやはりこの本会議が活発に活動できるようにするためには、議長の判断で許可していく。こういうことが必要じゃないかなというふうに思うわけなんです。ぜひ、私、もう一度質問させていただきたいと思いますが、議長、いかがですか。

○議長（山本邦男君）

質疑については、会議規則第56条及び議会運営の申し合わせにより、2回を超えることはできないことになっておりますので、ご協力願います。

○丸山わき子君

やはり議長としての果たす役割が果たされていないと、このように私は思います。

このハッ場ダムに当たりましては、治水の問題では200年に一度の大洪水に対応すると。200年に一度ですから、かなりの規模の大洪水だと思うわけですが、しかし、既に稼働ダム面積が確保されていて、このハッ場ダムは必要ないんだと、これは国土交通省の試算でも明らかになっているんですね。国土交通省が試算して、もうハッ場ダムは必要ではないと、そこまで言っているものをこれからわざわざお金をかけて、このダム建設をしていく必要はないというふうに思います。

先ほど右山議員も東電への補償210億円という話がありましたけれども、これは単なるそれだけでは終わらず、水源地域対策特別措置法事業とか、水源地域対策基金事業、これを含めると4千600億円から、さらに5千900億円に膨らむ、こういうことが言われてい

るわけですね。そして、こういったところに税金が投入されていく。まさに、むだな事業となっていくということは、もう明らかなわけであります。

また、今後、今、中止という動きが出ているわけですが、事業を継続させるのと、このダムの中止、これを比較いたしますと、中止というやり方の方が3分の1の税金の投入で済む、こういう試算もされているわけですね。こういった点では、このむだと環境破壊のダム建設、これには賛成はできません。

それと、最後に八街市ももちろん市民の税金を、1億7千700万円投入してきているんですけれども、水あまりだと、こういう中で、あえてこのハッ場ダムを作っていく必要は全くないと。それから、利根川水系では、11のダムが既にできていて、水の確保は十分であるということが証明されております。そういう点で、このむだなダム建設の意見書に対しては、日本共産党は賛成できません。以上です。

○議長（山本邦男君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

まず最初に小澤議員の提案の中で、1952年度構想着手と、こうありますけれども、これは吉田茂内閣、このもとで、このハッ場ダムは着手をされたわけであります。その目的については、先ほど小澤議員も言われているように、治水・利水対策、これを基本計画に進められておるわけですが、この間、57年間、ご存じのように群馬県はこれまで総理大臣4人を輩出しております。こうした現職の総理大臣がいながら、この完成がこれまで延びていると、こういうこと自体が、このダム建設というものは民意から遠くかけ離れた、こういう事業であったと。こういうことは、もう論をまたないと、私はこのように思っているんですけれども、質疑が2点というふうに限られていますので、簡単にお聞きしますけれども、先ほど事業が7割近く完成していると、こう申されましたけれども、これは右山議員、あるいは丸山議員からも話がありましたけれども、これは予算の4千600億円のうちの既に使われたお金が7割であって、工事の進捗状況、これはまだ2割に達しておりません。これは、国土交通省に確認をしていただきたい、このように思います。

この文章は間違っておりますので、そういう意味で国土交通省に確認をしていただいて、文言の訂正をすべきであると、このように思います。

この点について、小澤委員のご見解を賜りたいと思います。

○小澤定明君

私は弁解はいたしません。答弁はいたしますけれども、弁解はいたしません。

○桜田秀雄君

弁解とは言っていない。見解と言っています。

○小澤定明君

速記録の確認をお願いします。

○議長（山本邦男君）

速記を調査いたしますので、休憩します。

(休憩 午前 11 時 03 分)

(再開 午前 11 時 05 分)

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

小澤議員に申し上げます。

速記を調査した結果、「ご見解を賜りたい」との発言でありますので、お願いします。

○小澤定明君

わかりました。私も初めての様式で質疑の答弁を行っておりまして、頭がちょっと真っ白になっておりまして、よく聞き取れませんでしたので、おわび申し上げたいと思います。

先ほどの桜田議員の質問であります。全体の事業計画の中での7割近くが完成しているということであります。

○桜田秀雄君

先ほどカスリーン台風などの例をとりまして、いろいろ話をされておりましたけれども、既に治水問題については、2008年6月6日、福田内閣における政府答弁において、この治水に関してのハッ場ダムの役割はほとんどないと、これは先ほど丸山議員からもありましたけれども、国土交通省の見解も同じでございまして、そういう結論が出ております。

そこで、質問でございすけれども、2点ということなので、最後の1点になりますけれども、先ほど関連都県の負担がこれまで1千460億円、このように言われましたけれども、この返還にもやはりつながってくる、このような発言でございましたけれども、この1千460億円のうち、水道事業、あるいは工業用水道事業、これにつきましては、厚生労働省、あるいは経済産業省の方から570億円ほどの補助金が、国庫から出ています。ということは、1千460億円のうち570億円というものは、これは国庫の補助ですから国に返す必要はございませんで、実数は890億円、こういう数字になってまいります。その辺、どのようにお考えか、ご見解を賜りたいと思います。

○小澤定明君

恐らく、これに国が支出した分も含まれているのかなと思います。詳細については、国交省に、また私としても、この発議案を出した当事者として聞いてみたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○桜田秀雄君

このハッ場ダムができると、貯水量というのは、そんなに大きなダムではないんですね。貯水量が夏の時期で2千500万立方メートルぐらい。利根川流域が丸山議員が話されたように、もう既に11のダムが完成をしております。この総貯水量が4億3千万立方メートル、こういう数字になっておりまして、ハッ場ダムの役割というのは、そういう意味ではほとんどないに等しいと、こういう状況でございまして、この八街に与える影響でござい

ますけれども、先ほど1億7千772万円、既に負担をされていると、こう言われておりますけれども、八ッ場ダムから八街市が水道水の原水を買うとなると、今、予測されているところで、1立方メートル当たり400円から600円になるんじゃないかと、こういう試算をされています。現在の八街市の水道の原水は197円か198円ぐらいだと思うんですが、そうした観点からしますと、当然、水道水にはね返ってくると。もう八街市もこれが完成して、この水を使うとなると水道料金も当然2倍、3倍、こう上げざるを得ない。受益者負担の原則からいうと、そのようになってくるのかなと、こういうふうに思いますので、その辺をちょっと申し上げて終わりたいと思います。

○議長（山本邦男君）

ほかに質疑はございませんか。

○京増藤江君

今、八ッ場ダムが必要ないというところから、さまざまな意見が出ました。今まで日本の行政というのは、本当に公共事業重視の政策でした。ヨーロッパなどでは、公共事業ではなくて社会保障重視のそういう政策があったんですね。このように日本で公共事業重視の政策をしておきながら、この八ッ場ダムについては57年たっても、まだできない。先ほど小澤議員からは、早く作ってくれという悲痛な叫びがあるということが言われたんですけども、逆に作ってほしくない、やめてほしいという悲痛な叫びもあったからこそ、これは進まなかったんだと私は思うんですね。

それで、お聞きしたいんですけども、この意見書の中に八ッ場ダムの建設中止は、行政の継続性から逸脱するだけでなく、国への信頼を著しく損なう、こういうことが書いてあります。新しくなりました民主党中心の政権では、むだな公共事業の見直しをするということをおっしゃっています。そうなりますと、今までやってきた事業の中でも中止していくということは起きてくると思うんですが、そういう場合でも、行政の継続性から逸脱するだけでなく、また国への信頼も著しく損なうんだと、こんなふうにお考えでしょうか。

○小澤定明君

そのとおりでございます。

○京増藤江君

先ほども申し上げましたけれども、むだなダムの建設、この八ッ場ダムだって反対運動が大きく起きています。それで、むだな空港とか、港湾、不要不急の公共事業を行ってきたわけです。国民に対して必要な事業をしなければならない。だからこそ、この公共事業などでは、むだを省いていく、見直しをするということですから、それで国民の支持を失うということはないと思いますよ。よくやったということで、国民は喜ぶと思います。

ですから、必要な事業はもちろん生活道路を作っていくとか、あと病院を作っていくとか、必要な公共事業なら国民は大変喜ぶと思いますけれども、いらないものを見直す、このことについては、私は国民は大いに歓迎したいと思います。ですから、この文章そのものも、ちょっと考えていかなくてはいけないんじゃないかと思うんですよ。

また、この市議会の中でも、やはり私たちは、市が行う不要不急の事業はやめなさいということを書いていましたけれども、そのことをしなければ八街市の財政も成り立たない、国の財政も成り立たない、そう思うんですよ。やはり、この八ッ場ダムをやめていくということは、その第一歩となると思うんです。ですから、国の信頼を損なうとかということではなく、もう一度、しっかりと住民の意思を聞き、また国民の声を聞いて考え直していただきたいと思います。以上です。

○小澤定明君

この八ッ場ダム建設継続を求める意見書に対しまして、いろいろな皆様方から、今、質問をちょうだいいたしました。完全な答弁にはなっていないところも多々あったと思いますが、この利根川水系、治水・利水の両面では、千葉県にとっては重要であります。県内に中小河川しかない千葉県では、県民の日常生活、企業活動を支える都市用水、これは3分の2を利根川水系から依存しております。そういう中において、やはりこの利根川上流の八ッ場ダム建設により、渇水、洪水、これを防ぐ最高の施設と私は思っております。ぜひ、ご賛同いただけますようお願い申し上げたいと思います。

○議長（山本邦男君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

質疑が終了しましたので、小澤議員どうぞ自席へお帰りください。

これから、討論を行います。

発議案第9号についての討論を許します。

討論はありませんか。

最初に反対討論の発言を許します。

○桜田秀雄君

それでは、八ッ場ダム建設継続に関する意見書について、反対の立場から討論をいたします。

8月30日に執行されました衆議院選挙において、八ッ場ダム事業の中止をマニフェストにうたった民主党が圧倒的な国民の支持を受けて、9月16日、民主、社民、国民新党による3党連立政権が発足をし、八ッ場ダム事業の中止が表明されました。

八ッ場ダムは1952年、吉田内閣の下で着手。1964年、東京オリンピックの渇水対策に備えて予備調査をしたのを皮切りに、2001年には工期延長、2004年には事業費倍増、2008年には再度工期が延長されるなど、2015年の完成を目指したダム建設事業で総事業費は4千600億円にのぼる巨大事業であります。その目的は治水対策として洪水から暮らしを守り、利水対策としての首都圏の水利用を支えることを目的として計画をされましたけれども、戦後、首相を4人も輩出した群馬県内の事業にも関わらず、半世紀を経

ても完成に至らなかったことから見ても、本事業がいかに民意に基づかないずさんな事業であったことを証明しています。

今回、国民の意思に基づく事業の中止に伴い、関連する地方自治体や現地住民の一部からダム completion を求める意見書が出されております。また、本議会にも同内容の意見書が提出されました。中止表明以降、ダム建設の象徴として、十字架にも似た道路橋脚の映像が流され、建設予定地が事業の中止によって、あたかも廃墟の町になるようなイメージを与えておりますけれども、決してそうではありません。これまで、50年もの間、むだなダム建設に翻弄されてきた地元住民の心に思いを寄せれば、町の再出に必要なものは、公共事業を国民の手に取り戻すことが求められています。

本議会に提出をされた意見書にありますけれども、ダム建設の可否について要約すると、以下の点が論争の中心に見受けられます。

その第1は、ハッ場ダムは継続するよりも中止した方が高くつくという意見であります。同事業の建設事業費は4千600億円とされておりますけれども、水源地域対策特別措置法事業、あるいは水源地域対策基金事業を含めると5千900億円とされています。また、東京電力の5つの発電所への水の供給源に伴う原電補償、あるいは貯水池予定地区域の地すべり対策22カ所の対策費などを含めると、完成までは1千億円程度の追加支出も可能性も指摘されております。仮に今後1千億円の追加となると、今後の交付金支出額は残る事業費1千390億円プラス1千億円で、2千390億円となります。一方、中止した場合においては、生活関連整備し、770億円程度と予測され、差し引き1千620億円の交付金の支出の削減を図ることができます。

次に、利水負担金の返還問題が問題視されておりますけれども、利水予定者の都県におけるこれまでの負担額は1千460億円、八街市1億7千722万円とされています。しかし、1千460億円の中には水道事業及び工業用水道事業など、厚生労働省や経済産業省からの570億円の国庫補助金が含まれており、これらの国庫補助金の返還のしようはなく、実質は890億円にすぎません。一部の報道や市長には誤解があります。よって、仮に利水負担金を返還したとしても720億円を削減することにつながります。

次に、利水分の直轄負担金についてでございますけれども、関係都府県は利水負担金のほか、治水分として平成20年度現在、560億円を負担しております。これは、河川法に基づく直轄事業負担金であり、返還する法的な根拠はございません。これは、大阪の橋下知事が問題視したことで、社会問題化した直轄事業負担金でございます。今まで道路等の直轄事業が中止になった事例は数多くございますけれども、返還した事例はございません。ハッ場ダムの中止に伴い返還するとなると、これまで中止したすべての直轄事業に波及することになり、収束不可能になります。よって、返還は現実的でなく、不可能であります。

次に、ハッ場ダムの工事は7割方できているのに中止はあり得ないのではないか、こういう主張がございます。これも誤りで、事業が7割方進んでいるということではなく、事業費の7割を既に使っているということであり、事業の進捗状況は2割弱にすぎません。ダム本

体工事の着手に至っていないことから、これは明らかであります。

次に、渇水・洪水対策等が必要だと、こういう意見がございます。ハッ場ダムは決して大きなダムではございません。渇水が予想される夏場の貯水量の量は、洪水対策上、放流の必要性があることから、2千500万立方メートルと想定されております。利根川流域には、既に11のダムが建設されており、夏場の貯水量は4億3千329立方メートルに及び、ハッ場ダムが完成したとしても、その総貯水量のわずか5パーセントにすぎません。また、台風の洪水対策として必要だとの意見もありますけれども、ハッ場ダムはご存じのように1947年、1千904名の犠牲者を出したカスリーン台風並みの洪水対策として計画されておりますけれども、既に国土交通省の試算、あるいは2008年6月6日の福田内閣の政府答弁で明らかのように、治水対策としての効果はないということが結論付けられています。

次に、現在、八街の水道事業は、利根川水系を水源とし、地下水とのブレンドで市民に供給をしております。現在、印旛広域水道用水供給事業から受水原価は1立方メートル当たり197円で、全国平均的な原価となっておりますが、ハッ場ダムを水源とすると1立方メートル当たり400、500円と試算され、水道料金も現在の2倍以上にはね上がることは避けられません。ご存じのように、ダム建設予定地は溪谷美や温泉などもあり、だれしも一度は足を運んだ地ではないでしょうか。ダムを観光資源にとした声もありますけれども、同ダムは夏場を中心にいたしまして、洪水対策として30メートル近く水位を下げなければなりません。水質の汚染は免れません。観光資源としての役割は薄く、吾妻溪谷を中心とした自然景観を大切にしたい観光開発によって地域の再生を目指すのがベストと思われまます。

今は混乱の時代です。しかし、住みなれた美しい故郷が湖底に沈むことなく残るといことは、住民の心に安らぎをもたらす日が必ずやってまいります。本事業は、私たちに多くの教訓を残しました。ハッ場ダムの中止問題は、ただ単に地元だけの問題ではございません。公共事業の名のもとに犠牲を押し付け、反対運動に疲れ切り、やむなく建設を受け入れるという苦渋の選択が今全国各地の公共事業のもとに繰り返されております。

ハッ場ダムの中止を金銭面で論じる人もおります。確かに大きな授業料を払うことになるでしょう。しかし、ハッ場ダムの中止は、全国各地でずさんな計画のもとで行われようとしている公共事業を止める力になります。何よりも公共事業の名のもとに犠牲を押し付ける今のやり方に一石を投じ、国土と市民の心の荒廃をなくす方策的政策転換の試金石ともなることでしょう。

水の事件をめぐり、国のずさんな計画を側面から支援をし、地元住民に犠牲を押し付けようとしてきた、一地方自治体の議会として、事の成り行きを静かに見守るべきと思い、この意見書については反対をいたします。

○議長（山本邦男君）

次に、賛成討論の発言を許します。

○林 政男君

私は、発議案第9号、ハッ場ダム建設継続を求める意見書について、賛成の立場から賛成

討論を行わせていただきます。

ただいま、桜田議員から反対討論がございました。意見として傾聴すべき点が多々あったように思います。しかしながら、1都5県の知事が、それぞれ都民、県民から支持された知事が、この八ッ場ダムはどうしても必要だ、継続をしていただきたいということを宣言しております。地方主権、市民の声、県民の声、都民の声を聞くということであれば、その代表者である知事の声を民主党政権も拝聴しなければいけないというふうに考えております。

今回の前原国土交通大臣は、最初に中止ありきを宣言しております。地元との対話、関係首長、関係1都5県の知事に一言も相談もなく、一方的にまず中止をします。その後、お話し合いをしましょうということですから、今、小澤議員の発議案にありましたように、地元は猛反発しております。

そこで、先ほどから建設費のお話が出ておりますけれども、建設費も重要なことですが、じゃあ、なぜこの残が必要なのかという論点をやはり整理していかなければいけないというふうに、私は認識しております。

埼玉県の上田知事は、この八ッ場ダムができることによって160万人分の水の確保ができると。それから、平成になってから5回洪水が埼玉県で起きているが、この八ッ場ダムによって治水になるというふうに上田知事は申しております。

それから、東京都の石原知事は、現在、多摩の方で地下水と利根川水を合わせて水道事業を展開しているわけですが、このうちの地下水に当たる40万人分に、もし万が一、飲み水として供給できなかった場合には、この八ッ場ダムに頼らざるを得ないというふうにおっしゃっております。

それから、千葉県の森田知事は、松戸方面、そしてこの印旛広域水道もありますけれども、こちらの方の水道の受益者、そして先ほど小澤議員も申されたように、工業用水もこの八ッ場ダムから取水する予定というふうに言っております。

先ほど来からご意見を拝聴しますと、八ッ場ダム中止ということは申されておりますけれども、じゃあ八ッ場ダムを中止したら、その代替はどういうふうになるのでしょうか。先ほど丸山議員は、一刻も早く地元基幹産業を再生させなくちゃいけないとおっしゃってました。今、私もテレビ、あるいはインターネット等の情報、あるいは新聞等のメディアの関係の情報しかありませんけれども、もう新しく観光で食べていこうという方がほとんどでいらっしゃいます。そういうことを考えると、今ここで、この中止をするということは、果たして基幹産業の再生になるのか。やはり完成させて、観光産業をさせてあげたい。

それから、ご存じのように八街市の下水道普及率が現在25パーセントです。水道もご存じのとおり、印旛広域水道と地下水の併用であります。これ、地下水がくみ上げられなかった場合はどうするのか。あるいは、下水道も水道も加入が遅れたことによって、八街市がいかにかん害を受けたか。あるいは、現在そのことによって、いかに苦しんでいるかということが、私は大変懸念しております。この八ッ場ダムの負担金、出資金1億7千772万1千円を出資をしていないということであれば、この印旛郡市の中の、あるいは千葉県の中の八街

市がその仲間にないということになると、これは非常にこれから街づくりにおいて懸念されることというふうに、私は認識しております。

それから、先ほど桜田議員が562億円の直轄事業負担金については、橋下知事が返せということで、これはまだ負担した分を返さなくてもいいというお話でしたけれども、まだ、そういうことは全然決まっておきませんので、あくまでも今の立場としては、返還を求めていくということに変わりないと思います。

以上の理由から、私は、発議案第9号、八ッ場ダム建設継続を求める意見書について賛成するものであります。

○議長（山本邦男君）

ほかに討論はありませんか。

○丸山わき子君

それでは、私、今議題となっております八ッ場ダム建設継続を求める意見書に対して反対するものであります。

八ッ場ダムは57年以上も前に計画をされており、むだと環境破壊の公共事業の典型として問題となってきた大型事業であります。国が施工する、この事業は現実離れした架空の水需要を積み上げ、見直しがされないまま今日に至っております。

八ッ場ダムの目的の1つに、治水は200年に一度規模の大雨に対応するものとしていますが、利根川は、ほとんどのところで大きな洪水を流下できる稼働断面積が既に確保されているため、八ッ場ダムのわずかな治水効果は意味を持たないこと。これは、国土交通省の試算でも明らかになっております。既に事業は7割進んでいるという報告がございました。八ッ場ダム建設事業の事業費4千600億円のうち、7割が平成20年度までに使われたということであり、工事の進捗率とは全く別であり、ダム本体工事は未着手となっております。

先ほども申し上げましたが、平成20年度末の完成部分の割合は、国道の付け替えが6パーセント、県道の付け替えは2パーセント、鉄道の付け替え75パーセント、代替地造成10パーセントであり、まだまだ多くの工事が残されております。工事の大半はこれからであります。

八ッ場ダム建設事業の今後の事業費について、これも先ほど来、論議されてきたところであります。4千600億円、さらにこれには、水源地域対策特別措置法事業、また水源地域対策基金事業も含めると5千900億円、大きく膨れ上がるわけであります。ダム事業を継続すれば、ダム完成までに事業費の大幅増額、さらに増えていくことは明らかであります。

また、事業の継続した場合と中止した場合の今後の事業費について比較してみますと、八ッ場ダム事業を継続した場合は、2千300億円となることが試算されております。一方、中止した場合の必要事業費は、国交省が示す生活関連の残事業770億円程度であり、中止した方が1千620億円を交付金の支出を減らすことができる。約3分の1で済むということが明らかになっております。

今、求められているのは、建設目的もあいまいであり、むだと環境破壊のダム建設は中止

すべきであります。

中止に当たっては、生活再建支援法を制定し、地元住民に対し、生活再建のための物心両面の支援措置、衰退した地域の基幹産業を再生させる支援や地域を再生させるためのさまざまな取り組みが必要であります。不要なダム計画の推進で、地元を半世紀以上も苦しめてきた国の責任は重大であります。ぜひとも、国の責任で、この対応をすべきである。この立場から、この意見書に対し、反対するものであります。以上です。

○議長（山本邦男君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

討論がなければ、これで発議案第9号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第9号、ハッ場ダム建設継続を求める意見書についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議案第10号の提案理由の説明を求めます。

○鯨井眞佐子君

発議案第10号、地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則14条の規定により提出いたします。

平成21年9月25日提出。

八街市議会議長、山本邦男様。

提出者、八街市議会議員、鯨井眞佐子。

賛成者、八街市議会議員、加藤弘議員、同じく京増良男議員、同じく小澤定明議員、同じく山本義一議員、同じく古川宏史議員、同じく北村新司議員、同じく横田義和議員、同じく新宅雅子議員、同じく林政男議員、同じく中田眞司議員、同じく川上雄次議員、同じく湯浅祐徳議員、同じく小高良則議員、同じく山口孝弘議員、同じく林修三議員であります。

それでは、本文の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書（案）。

新政権の発足とともに、民主党のマニフェストに示された政策、制度への変更が進められることとなります。一方、前政権下において、我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立しています。総額で14兆円を超える、この予算には、地域活性化、公共投資臨時交付金、地域活性化、経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、

補正予算の議決と事業の執行を目指して準備を行っているところであります。

新政権によって、前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、既に関係事業を執行中、あるいは執行準備が完了し、当該事業の方法、周知が済んでいる地方自治体によって、誠に憂慮すべき事態の発生が懸念されます。万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転ずる兆しの出てきた日本経済に悪影響を及ぼしかねない恐れがあります。

上記の状況を考慮し、政府におかれましては、政策の見直し、税制の改革、制度自治体の進めてきた施策や事業について、財源問題で執行に支障が生じることのないよう行われることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成21年9月25日。

八街市議会議員、山本邦男。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣あて。

以上でございます。皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本邦男君）

ただいま議題となっております発議案第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第10号に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

質疑がありませんので、質疑がなければ、これで質疑を終了します。

鯨井議員、自席へお帰りください。

これから、討論を行います。

発議案第10号についての討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

討論がなければ、これで発議案第10号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第10号、地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書についてを採決

します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開します。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、議案第2号から議案第13号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員長、北村新司議員。

○北村新司君

総務常任委員会に付託されました、案件3件につきまして、去る9月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査内容についてご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市文化会館建設基金条例の制定についてです。

これは、文化会館建設に必要な資金を積み立てるための基金を創設しようとするものです。

審査の過程において委員から、「文化会館の建設計画について伺う。」という質疑に対して、「八街駅北口にあります公共核施設用地に整備をする予定です。しかし、現在の財政状況、土地の状況等から、現時点で具体的な整備計画、内容等についてはできていない状況となっています。」という答弁がありました。

次に「公共核施設用地については複合施設となっており、文化会館とは限らないと考えるのがいいか。」という質疑に対して、「確かに複合施設ということになってはいますが、文化会館的な要素をその複合施設の中に入れるという考え方でいます。」という答弁がありました。

次に「八街市の財政状況をかんがみて、文化会館の建設を基本計画のどの辺に位置付けているのか伺う。」という質疑に対して、「現在、企画課を中心にしまして、第2次基本計画を策定中ではありますが、財政当局としましては、第2次基本計画の中に具体的計画を盛るのは、財源手当を確実に担保できないことから難しいものと考えています。」という答弁がありました。

次に「第2条において、基金として積み立てる額は、寄附金及び一般会計歳入歳出予算に

において定める額としているが、一定額を定めるのか伺う。」という質疑に対して、「一般会計から一定額を定めて積み立てるものではありません。毎年度における予算編成状況の中で、額を定めていきます。」という答弁がありました。

次に「八街市には、ふるさと納税制度の『落花生の郷応援寄附金』があり、この基金を作らなくても十分対応できると考えるがいかがか。」という質疑に対して、「事業目的を限定した基金を設置することにより、寄附の目的がわかりやすくなり、寄附金が集まりやすくなると考えております。また、ふるさと納税につきましては、あくまで寄附であり、今回の基金条例につきましては、寄附に加え、一般会計歳入歳出予算からの積み立てによる二本立てで財源の確保に当たるというものです。」という答弁がありました。

次に、反対討論が以下のとおりありました。

「文化会館建設を心待ちにしている市民のためにも、八街市の文化の殿堂として、ぜひ必要な施設であります。ところが、その建設計画を明確に示せないまま、条例創設の提案は納得ができません。こうした基金のための財源確保が先行し、住民生活を守る施策が後回しになることは大変問題です。現在、八街市は、『落花生の郷ふるさと応援寄附金』、いわゆるふるさと納税を受け入れており、十分対応できるものであります。以上の立場から、議案第2号、八街市文化会館建設基金条例の制定について反対いたします。」

次に、賛成討論が以下のとおりありました。

「文化会館建設につきましては、文化団体から多数要請があります。文化団体が主に活動をしています中央公民館は、年間約10万人の方が利用しています。そして、駐車場が大変狭隘なために駐車場確保に苦慮しています。また、中央公民館は昭和53年に落成してから現在で約30年が経過しており、老朽化も目立ち、その維持費も年々増加の傾向にあります。事業計画がないということから反対されますが、本市の財政状況をかんがみますと、基金がないまま文化会館の建設ができる状況ではありません。今、こういった基金条例を設置することにより、市民の方々に浄財を呼びかけなければ、いつになっても文化会館の建設はできません。文化会館建設を、財源が担保できてから行うということになれば、約20億円から30億円かかる事業であることから、国からの交付金を考慮しても、5億円以上の基金を積み立てておかなければ、市財政に与える影響は、はかりしれませんので、できる限り基金を積み立てておく必要があります。以上の立場から、議案第2号、八街市文化会館建設基金条例の制定について賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第3号は、八街市野球場建設基金条例の制定についてです。

これは、野球場建設に必要な資金を積み立てるための基金を創設しようとするものです。

審査の過程において委員から、「野球場建設に要する費用をどの程度見込んでいるのか。また、こういった内容の野球場にしようとして計画しているのか伺う。」という質疑に対して、「現在、野球場建設についての構想はありませんが、例として、他市野球場の建設費を見ますと、今年の4月に開場した広島県三次市の野球場が約32億円、また、岐阜中津川公園野

球場が約１４億円ほどかかっています。建設費につきましては、規模等により、かなり差が見られます。また、内容としましては、高校野球等の試合ができる公認野球規則上、望ましいとされる規模の野球場建設を想定しています。」という答弁がありました。

次に「野球場の建設は基本計画に盛り込むのか伺う。」という質疑に対して、「第２次基本計画を現在策定中ですが、文化会館の建設と同様に具体的計画としては盛らないと考えています。」という答弁がありました。

次に「第６条繰替運用として、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとしているが、これにより建設基金がなくなり、市民に説明できない事態に陥るということはあるのか伺う。」という質疑に対して、「繰替運用とは、繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、一時的に一般会計等に貸し付けるというものであり、特定目的基金の運用に支障を来すものではありません。」という答弁がありました。

次に、反対討論が以下のとおりありました。

「議案第２号、八街市文化会館建設基金条例制定の反対討論と同じ理由です。公式の野球場を建設するものとしていますが、将来建設のその計画は漠然としており、基金のみが先行では税金の効率的運用からいって大変問題です。当面は、『落花生の郷ふるさと応援寄附金』をもって受け入れ、当面は経済悪化と負担増に苦しむ市民生活充実に税金を使うべきであります。以上の立場から、議案第３号、八街市野球場建設基金条例の制定について反対いたします。」

次に、賛成討論が以下のとおりありました。

「八街市内４中学校では、約４００名の軟式野球部員が頑張っています。その中には、大変好成績をおさめている選手も多数おります。しかし、八街市内に公式野球場がないことから、練習に支障を来しています。近隣の佐倉市、東金市、四街道市、それぞれ公式野球場を設置しています。ふるさと納税制度の活用でいいではないかとする意見もありますが、特定目的基金を設置することにより、寄附の目的も、よりわかりやすくなり、市民の方も寄附をしやすくなります。また、スポーツをする施設として、最も稼働率があり、収益が上がる施設は野球場です。子どもから大人まで活用できる施設です。以上の立場から、議案第３号、八街市野球場建設基金条例の制定について賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第６号は、平成２１年度八街市一般会計補正予算中歳入全款、歳出２款総務費、４款衛生費の内１項７目、第４表地方債補正です。

審査の過程において委員から、「歳入１５款２項４目商工費県補助金について、千葉県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用して何名の雇用を行うのか伺う。」という質疑に対して、「幼稚園特別支援事業、ごみ集積所管理システム作成事業、学校司書配置事業、公共下水道の未接続世帯に対する臨戸調査業務、生活保護制度対応円滑化事業、ＩＣＴ支援員配置事業の６事業により、２１名の雇用を予定しています。」という答弁がありました。

次に「この６事業において、派遣社員を雇用することはあるのか伺う。」という質疑に対

して、「この6事業においては、派遣社員を雇用しない方向です。」という答弁がありました。

次に「今後、校舎改築等の学校整備が進められていく中で、地元業者が仕事を確保していくための考えについて伺う。」という質疑に対して、「建設規模からすると、1千万円を超えていますので、一般競争入札ということになるかと思いますが、地元建設業者も入れるように勘案して、資格要件を設定していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「歳出2款1項5目会計管理費について、臨時職員を採用ということだが、その内容について詳細を伺う。」という質疑に対して、「1名の採用を予定しています。採用期間につきましては、平成21年10月1日から平成22年3月31日までの6カ月間、業務内容につきましては、伝票整理のつづり込み作業と源泉徴収票等の入力作業となります。」という答弁がありました。

次に「個人情報扱うわけだが、採用しようとしている人物について伺う。」という質疑に対して、「以前、資産税課で臨時職員として働いていた方を予定していますが、守秘義務を守って業務をしていただくことになります。」という答弁がありました。

次に「歳出2款1項11目諸費について、文化会館建設基金積立金、野球場建設基金積立金ともに100万円を計上しているが、その根拠について伺う。」という質疑に対して、「基金制定時には相当額を市としても積み立てる必要があると考えたことから、ともに100万円ずつ計上いたしました。」という答弁がありました。

次に「2款2項2目賦課徴収費について、臨時職員を採用ということだが、その内容について詳細を伺う。」という質疑に対して、「1名の採用でございます。採用期間につきましては、平成21年8月1日から平成22年3月31日までの8カ月間となります。業務内容につきましては、収納管理の補助業務等になります。個人情報扱う業務のため、誓約書等を書いていただき、守秘義務を遵守していただいております。」という答弁がありました。

次に「多重債務者に対し、弁護士を採用して無料相談を受けるということだが、今後の事業計画について伺う。」という質疑に対して、「本事業につきましては、平成19年度に県国保連合会のモデル事業として、本市が実施した経緯があります。その当時、10回ほど実施しましたが、相当数の利用者があり、なおかつ還付金が発生し、それが国保税に充当されたという結果を得ています。それらを踏まえまして、年度途中ではありますが、10月から月1回の6回を予定しており、結果により、来年度以降も実施していきたいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（山本邦男君）

次に、文教福祉常任委員長、横田義和議員。

○横田義和君

文教福祉常任委員会に付託されました、案件7件につきまして、去る9月15日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査内容についてご報告申し上げます。

議案第4号は、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、緊急の少子化対策として、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるよう平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間において、出産育児一時金の額を4万円引き上げるとする国の方針に従いまして、本市においても同様に出産育児一時金の額を38万円から42万円に引き上げようとするものです。

審査の過程において委員から、「平成23年3月31日までの暫定措置ではなく、恒久措置としていくべきと考えるのがいかか。」という質疑に対して、「これは国の示した措置です。しかし、今回の政権交代によりまして、今後こういった形になっていくかは、まだ不明であり、本市としましては国の定める基準に沿って、今後も判断していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「地域により経済格差があることから、本市の市民の出産費用がどの程度かかっているのか把握していただきたいと考えるのがいかか。」という質疑に対して、「現在、本市の市民の出産費用がどの程度かかっているのか把握はしていませんが、今後そういったデータの収集につきましても配慮していきたいと思っております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号は、平成21年度八街市一般会計補正予算中歳出3款民生費、4款衛生費の内1項1目及び3目、9款教育費、第2表繰越明許費です。

審査の過程において、委員から「3款1項2目総合保健福祉センター費における庁舎維持管理工事について、総合保健センター1階、2階の非常灯バッテリーの交換ということだが、3階より上のフロアの非常灯バッテリーの交換は必要ないのか伺う。」という質疑に対して、「3階、4階、屋上の非常灯バッテリー交換につきましては、今年度中に予算措置をして交換したいと考えております。」という答弁がありました。

次に「3款2項1目児童福祉総務費における子育て応援特別手当について、支給対象となる子と支給額について伺う。」という質疑に対して、「平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれたお子さんがいる世帯主に対して、1人当たり3万6千円を支給するというものです。」という答弁がありました。

次に「3款3項1目生活保護総務費における就労支援業務について、就労支援相談員を1名雇用するということが、その業務内容について伺う。」という質疑に対して、「現在においてもケースワーカーが、生活保護者からの就労相談を受けているところではありますが、就労支援相談員には、ハローワークと連携を図っていただき、履歴書の書き方や面接の受け

方などといった細かい指導を行っていただきます。」という答弁がありました。

次に「3款3項1目生活保護総務費における緊急特別措置事業住宅手当について、広報活動はどのように行っていくのか伺う。」という質疑に対して、「国及びハローワークなどで作成したパンフレットを市役所庁舎内に配置して周知を図っていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「4款1項1目保健衛生総務費における消耗品費はマスク2万枚の購入費ということだが、用途について伺う。」という質疑に対して、「新型インフルエンザが拡大してきた場合の職員用になります。」という答弁がありました。

次に「職員用マスクを市の予算で購入することに対して問題はないのか伺う。」という質疑に対して、「業務上使用するマスクですので問題はありません。また、他市町村、民間会社においても同様の措置をとっている団体、事業所は多数あります。」という答弁がありました。

次に「職員の新型インフルエンザに対する防護用の備蓄はマスクの他にいいのか伺う。」という質疑に対して、「保護服が150着、ゴム手袋が1千400枚、その他ゴーグル等があります。また、消毒用アルコールにつきましても各施設に配置してあります。」という答弁がありました。

次に「4款1項3目母子保健費において、妊婦・乳児健康診査事業として『こんにちは赤ちゃん訪問事業』の訪問員の賃金が計上されているが、現在の新生児訪問は何名で対応しているのか伺う。」という質疑に対して、「非常勤の助産師1名及び市の保健師で対応しています。」という答弁がありました。

次に「9款1項3目教育指導費における学校司書補助員、ICT補助員を6名ずつ雇用するということだが、その配置について伺う。」という質疑に対して、「八街市内には12校ありますので、1名が2校を担当し、3年の間、月に20日間、業務についていただきます。」という答弁がありました。

次に「学校司書補助員、ICT補助員について資格はあるのか伺う。」という質疑に対して、「学校司書補助員は図書館司書の免許を持った方を採用します。ICT補助員につきましては、資格はありませんが、コンピュータ関係に詳しい方を採用します。」という答弁がありました。

次に「学校等ICT環境整備事業費のうち、地上デジタル対応調査業務について、業務内容について伺う。また、この事業については、国費で賄われるのか伺う。」という質疑に対して、「現在使用しているアンテナが地上デジタル化したときに使用可能かどうかなど、専門的見地から調査していただきます。また、本事業の国からの補助につきましては、当初2分の1の額を補助するということでしたが、応募する自治体が当初の予想を上回ったことから、補助率は2分の1まで至っておりません。足りない分につきましては、起債で対応いたします。」という答弁がありました。

次に「9款2項3目学校建設費における交進小学校校舎改築事業費について、当初予算で7

千3万5千円の予算が計上されていたが、当時は全額市の負担で事業を行うとなっていた。今回の補正予算で84万2千円が追加になっているが、これについても市の負担となるのか伺う。」という質疑に対して、「交進小学校校舎改築事業費につきまして、去年12月に算定いたしました。当時は国、県との調整がついておらず、補助がつくかどうか明確ではありませんでしたので、当初予算では起債等による市の負担で対応すると計上させていただきました。しかし、その後、県等との調整を重ねた結果、国庫補助対象として認められるとの方向が出ましたので、ここで補助金を申請し、事業費等の組み替えをいたしました。起債につきましても、約2千300万円減額となっております。また、今回の実施設計業務、調査業務の84万2千円の計上につきましては、国庫補助を受けるに当たり、老朽度の調査及び設計に当たる地耐力調査等が必要となりましたので、あらかじめ委託料から先に支出いたしましたので、この不足分として計上いたしました。」という答弁がありました。

次に「9款2項3目学校建設費における笹引小学校、八街東小学校校舎改築事業費について、こういった内容の校舎となるのか伺う。」という質疑に対して、「重量鉄骨造で、鉄筋コンクリートに劣らない性能を持った校舎となります。」という答弁がありました。

次に「9款4項1目幼稚園費における幼稚園特別支援事業として、特別支援教育支援員を4名雇用するということだが、その業務内容について詳細を伺う。」という質疑に対して、「幼稚園教諭の資格を持った方を募集し、川上幼稚園、八街第1幼稚園に2名ずつ配置したいと考えております。多動、内臓疾患等を持った園児が在籍するクラスを担当していただく予定です。」という答弁がありました。

次に「9款6項4目スポーツプラザ費におけるスポーツプラザ管理運営費について、浄化槽やトレーニング機器の修繕料が計上されているが、トレーニング機器の修繕内容について伺う。また、これらの修繕が完了した際には、トレーニング機器を使った講習会や教室が開催できないか伺う。」という質疑に対して、「修繕対象のトレーニング機器は6台ございます。主に自転車タイプの機器でございまして、アダプターやイヤースセンサーのついたものになりますので、これらを修繕しようとするものです。また、これらのトレーニング機器を活用した講習会や教室等につきましては、現在、八街市体育指導委員会と協議、検討しているところでございます。年度内に開催できる方向で進めております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「歳出1款1項1目一般管理費における医療費適正化特別対策事業費の手数料について伺う。」という質疑に対して、「レセプトの電算化に伴う国保連合会の管理手数料です。レセプトの電算化は医療機関で行っており、電算化されたレセプトが国保連合会に送られてきます。その管理手数料となります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、平成21年度八街市老人保健特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「歳出4款1項1目介護給付費準備基金積立金に4千184万1千円を計上しているが、この額を低所得者への介護保険料の軽減措置に利用してはどうか。」という質疑に対して、「今回の基金への積み立てにつきましては、前年度決算における剰余金を介護給付費準備基金積立金に積み立てようとするものであります。これを積み立てることにより、基金が約1億8千万円になりますが、これにつきましては、第4期介護保険事業計画の介護保険料の引き上げ幅を抑えるために、当該基金から約1億7千万円程度を取り崩すこととしております。低所得者への軽減対策につきましては、制度上、月の利用料が一定額を超えた場合、高額介護サービス費を支給しています。また、施設利用者のうち低所得の方に対しましては、所得段階に応じ、負担限度額を認定し、居住費、衣食費等の補足給付を行うなど配慮がなされております。以上のことから、市独自の低所得者への軽減措置につきましては、現時点におきまして考えておりません。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から「歳入2款1項1目一般会計繰入金が931万4千円減額となっているが、その理由について伺う。」という質疑に対して、「前年度繰越金が委託料、工事費の減により、当初の見込みより多かったため、その分、一般会計繰入金を減額いたしました。」という答弁がありました。

次に「歳出1款1項1目一般管理費について、給食費収納管理用パソコン及びソフトの保守業務、機器賃借料が計上されているが、平成19年度、20年度の給食費未納者数について伺う。」という質疑に対して、「平成19年度が小学生が358名、中学生が312名、平成20年度が小学生が335名、中学生が275名です。今後は、給食費収納管理用システムを導入しまして、未納額が高額にならないうちに未納通知書を発行し、未納者の解消を図っていきたいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（山本邦男君）

次に、経済建設常任委員長、新宅雅子議員。

○新宅雅子君

経済建設常任委員会に付託されました、案件４件につきまして、去る９月１６日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査内容についてご報告申し上げます。

議案第５号は、八街市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成１９年度の下水道使用料現年分収納率は、９７．８パーセントでございますが、経営指標であります経費回収率は５９パーセントと基準外繰入金に依存している状況となっております。受益者負担の原則からも、下水道使用料を引き上げ、基準外繰入金の減額化を図ることにより、下水道事業を適正に運営しようとするものです。

審査の過程において委員から、「汚水排除量３０立方メートル以下の使用料の伸び率の上げ幅が高くなっているが、その理由を伺う。」という質疑に対して、「汚水排除量３０立方メートル以下の使用料の伸び率につきましては、平成９年度改定の際、平均改定率が１２．５パーセントだったところを、２０立方メートルを超え、３０立方メートル以下を９．１パーセント、１０立方メートルを超え２０立方メートル以下を１０．０パーセントと低く抑えたことにより、今回の改定において、上げ幅が高くなりました。」という答弁がありました。

次に「八街市監査委員から提出された平成２０年度八街市公営企業会計経営健全化審査意見書には、下水道事業特別会計の経営健全化基準は良好な状態にあると認められており、是正改善を要する事項も特にないとされているが、それでも使用料を引き上げる必要があるのか伺う。」という質疑に対して、「経営健全化基準が良好な状態にあるのは、一般会計からの基準外繰入金で補てんしていることによるものです。」という答弁がありました。

次に「使用料の値上げではなく、経費節減、公共下水道未接続世帯の解消等により、下水道事業の健全経営をしていくべきと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「人件費や業務委託に係る経費節減、公共下水道未接続世帯の解消、収納率の向上等の課題解決は必要と考えていますが、下水道使用料収入を超える汚水分にかかる基準外繰入金につきましては、使用料の改定により、減額を図っていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「生活保護法に基づく生活扶助を受けているもので、使用料の減免を受けている世帯数について伺う。」という質疑に対して、「６月調定時の件数で６８世帯です。」という答弁がありました。

次に、反対討論が以下のとおりありました。

「最悪の景気悪化のもと、市民生活は大増税と負担増を押し付けられ、深刻な状況に押しやられている状況のもとでの引き上げは到底認められるものではありません。引き上げを行えば、生活弱者である高齢者、母子、障がい者世帯は負担に耐えられないことは明らかです。引き上げの根拠として、節水、少子化、単身世帯の増加、節水型の機器の普及で安定的な経営ができないとして、市民に負担を求めるようなことでは、市民は納得しないのではないのでしょうか。もう一つの理由として、資本費が高く、経費回収率が低いとしていますが、これは幹線整備にコストがかかっているためで、都市基盤整備は自治体の責任でやるべきであり、

それを受益者負担の名のもと、市民に負担を押し付けるべきではありません。平成20年度八街市公営企業会計経営健全化審査意見書は審査の結果、良好な状況にあり、是正改善を要する事項では特に指摘すべき事項はないと指摘しています。引き上げをすべきではありません。以上の立場から、議案第5号、八街市下水道条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。」

次に、反対討論が以下のとおりありました。

「今回、提案された使用料の改定により、一般家庭の標準使用料は2千620円となり、印旛沼流域内でワースト1位となります。市民の意識調査でも八街市からの転出を望む声が多く、現に市の人口も減少が続いています。その主な要因は税金や公共料金が高く、暮らしにくいということにあります。現状でも高い水準にある下水道使用料を2千620円と突出した料金体系にすることは市民感情に与える影響は大きく、市民の流失を加速させ、値上げによる効果をはるかに超える損害をもたらすことになり、ひいては市の総合計画を根底から揺るがしかねない事態になります。以上の立場から、議案第5号、八街市下水道条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号は、平成21年度八街市一般会計補正予算中4款衛生費の内1項5目及び2項、5款農林水産業費、7款土木費、第3表債務負担行為補正です。

審査の過程において委員から、「歳出4款1項5目環境衛生費における家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金について、既に予算化されている浄化槽設置事業補助金に、新たに35基分の補助金の上乗せをするという認識で間違いないか伺う。」という質疑に対して、「そのとおりです。現在、県から高度処理型等合併浄化槽66基分の内示がきております。その他に低炭素社会対応型合併浄化槽35基分の補助金の上乗せをするというものです。」という答弁がありました。

次に「今回、補助金の対象となる低炭素社会対応型合併浄化槽は、今まで補助金の対象となっていた高度処理型合併浄化槽等と異なるものなのか伺う。」という質疑に対して、「低炭素社会対応型合併浄化槽とは、定格出力が基準以下の浄化槽のことを言います。」という答弁がありました。

次に、「歳出4款2項2目塵芥処理費中、ごみ集積所管理システム作成事業費において、臨時職員2名分の賃金が計上されているが、どこで募集をかけるのか伺う。」という質疑に対して、「ハローワークから募集したいと考えております。」という答弁がありました。

次に「7款2項3目道路新設改良費中、市道115・216号線交差点改良事業費について、交差点改良後、信号機を設置することになると思われるが、地権者との話し合いはされているのか伺う。」という質疑に対して、「交差点改良に関しまして、関係する地権者は3名いらっしゃり、その方々との話し合いはしております。交差点改良には警察との協議が必要でありますので、その協議が終わりましたら、用地買収に入りたいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第12号は、平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「歳出1款1項2目下水道汚水管理費中、下水道普及費について、公共下水道の未接続世帯に対する臨戸調査業務について、業務内容を伺う。」という質疑に対して、「調査業務については、シルバー人材センターに委託したいと考えております。業務内容につきましては、未接続理由を把握するためのアンケート調査の実施及び下水道事業の説明をし、下水道接続の勧誘を行おうとするものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第13号は、平成21年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「平成21年度事業における漏水対策について伺う。」という質疑に対して、「漏水対策につきましては、平成20年12月以来、幹線道路は委託、その他の場所につきましては、水道課職員が漏水調査を実施し、漏水を発見した箇所は逐次対処しております。効果につきましては、単年度で出るものではありませんので、毎年度継続していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「漏水した際の通報体制について伺う。」という質疑に対して、「現在、市民からの通報により対応していますが、今後は、速やかに対応できるような連絡体制について検討していきたいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（山本邦男君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議案第2号から議案第13号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

しばらく休憩します。

（休憩 午後 1時50分）

（再開 午後 2時04分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

これから、討論を行います。

議案第2号、第3号、第5号に対し、丸山わき子議員から。議案第2号、第3号に対し、林政男議員から。議案第5号に対し、桜田議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第2号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私、議案第2号、八街市文化会館建設基金条例の制定について、反対討論を行うものであります。

文化会館建設を心待ちにしている市民のためにも、八街市の殿堂として、ぜひ必要な施設であります。ところが、その建設計画を明確に示せないまま、条例制定の提案は納得できません。こうした基金のための財源確保が先行し、住民生活を守る施策が後回しになることは大変問題です。

今議会の一般会計補正予算では、早速、文化会館、野球場建設基金200万円が計上されましたが、経済悪化のもと、市民の暮らしを守るべきであり、こうした積立金を優先させるべきではありません。従来の行政システムの硬直化に陥っている一般会計の現状から逃避し、基金を基礎として新たな行政システムを形成し、財源を求めるというやり方は、従来の行政システム空洞化、固定化されていくことになりかねません。

市長は、寄附をしたいという人がいるから、基金条例が必要と説明しましたが、現在、八街市は「落花生の郷ふるさと応援寄附金」、いわゆるふるさと納税を受け入れており、十分対応できるものであります。

以上の立場から、文化会館建設基金条例の制定に反対するものであります。

○議長（山本邦男君）

次に、林政男議員の議案第2号に対する賛成討論を許します。

○林 政男君

私は、議案第2号、八街市文化会館建設基金条例の制定について賛成するものであります。

ただいま、丸山議員の方から「文化会館の建設については是認するけれども、一般会計における基金条例に対する基金捻出はだめだ。」というお話でございました。これは、常任委員会の方でも議論になりましたけれども、一般会計の予算状況を勘案して捻出するというところでございますから、必ずしも毎年1千万円、1億円を積み立てるという話ではありません。財政が厳しいときには、ゼロということもあり得るわけです。それで、この特定目的基金ですから、一般市民から見て、ふるさと納税があるからいらないということでございますけれども、ふるさと納税は文化的なものとか、そういうくくりが非常に大きいんです。そうすると、何にこのお金、自分の寄附したお金が使われるかわからないんです。指定寄附というお話が今出ましたけれども、指定寄附と言っても教育とか、福祉に使ってくださいというだけの話で、特にこれに使ってくださいというのが、その受け皿がなければ、それに使えないのです。

この今、文化会館の基金については、資金流用できるんです。その基金条例をよく読んでください。運用できるんです、市長の決裁で。ただし、繰り戻しをきちんとした方法で戻すと書いてあるんです。だから、そういう使えないということはないんです。

それから、丸山議員が冒頭おっしゃったじゃないですか。「この文化会館の必要性は認める。」というふうにおっしゃった。計画性がないのなら、いつになったらできるんですか。八街市の先ほども委員長報告の中にありましたけれども、もう公民館が先ほど昭和53年落成と言いましたけれども、昭和53年に起工して、54年に完成して、30年たっているんです。もうボイラーを直したり、維持費もどんどんかかってきているんです。

それで、ある方がこういうふうにおっしゃっていました。午後からの催し物で、10時に来てくださいと。「何で、そんなに早く行くんですか。」と聞いたら「全部、いすを500席を公民館の下から出して用意しなきゃいけない。」と。これ、もう私たちは30年やりましたと。もうそろそろ固定式のそういう文化会館を作っていただきたいと。そういうのがあるのです。ですから、市長にもお願いしましたし、市の方もいろいろ考えていただいて、今回、基金条例の創設ということになったわけですがけれども、やはり政治は夢を与えていかなくちゃいけない。特にこの文化会館については、成人だけでなく、青少年のやはり文化のよりどころにしなければいけないという観点から、この建設の推進に向けて、せっかく市長が提案していただけたわけですから、私は、この議案第2号の八街市文化会館建設基金条例の制定について賛成するものであります。よろしくご賛同ください。

○議長（山本邦男君）

次に、丸山わき子議員の議案第3号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第3号、八街市野球場建設基金条例の制定について、反対するものであります。

これは、先ほどの議案第2号、八街市文化会館建設基金条例制定の反対討論と同じ内容に

なっており、公式の野球場を建設するものとしているわけですが、将来建設のその計画は漠然としており、基金のみが先行では、税金の効率的運用からいって大変問題であります。

委員会では、収益の上がる施設として必要と賛成討論がございました。市民のスポーツをサポートする公共施設が営利目的で成り立つはずがございません。現在の市営グラウンド、あるいはスポーツプラザなど、維持管理費を見れば一目瞭然であります。建設目的になり得ないことは明らかであります。

当面は、先ほども申し上げました「落花生の郷ふるさと応援寄附金」をもって受け入れ、当面は経済悪化と負担増に苦しむ市民生活充実に税金を使うべきであります。

以上の立場から、八街市野球場建設基金条例の制定について反対するものであります。

○議長（山本邦男君）

次に、林政男議員の議案第3号に対する賛成討論を許します。

○林 政男君

私は、議案第3号、八街市野球場建設基金条例の制定について賛成するものであります。

ただいま、丸山議員の方から「野球場については、収益の効率についていいという、それですべて賄い切れない。」というお話がありましたけれども、私が申し上げたいのは、いろいろな施設の中で、野球場が一番利用率が高いという、そういう意味で申し上げたところでございます。

それから、八街市には4中学校、それから2高校がありますけれども、この青少年の野球だけではありませんけれども、野球を愛する子どもたちに、何とか夢を持たせていただきたい。今、千葉黎明高校にしても、八街高校にしても、公式な野球場がないために、すべて公式の試合は外部に遠征しております。ぜひ、八街市でも公式の試合をするためには、その野球場が必要であります。

特に、私が何度も申し上げているように、子どもたちに夢を与えたいというふうに思います。今回、市長をはじめ、関係者の皆さんの努力で、この条例が提案されたわけですから、ぜひ、皆さんのご理解をいただいて、明日の八街の子どもたちのために、ぜひ、ご賛同いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本邦男君）

次に、丸山わき子議員の議案第5号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

では、議案第5号、八街市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論するものであります。

今回の下水道条例の一部改正は、印旛沼流域の自治体の中で、10立方メートル当たりの基本額が一番高い下水道料金をさらに引き上げ、下水道使用料を平均17.5パーセント、総額3千800万円の負担増を下水道使用者に押し付けるというものです。

さらには、基本使用料の引き上げ率は、10立方メートルで17.6パーセントの負担増

の一方、１００立方メートルで１５．２パーセント、５００立方メートルでは１２．３パーセントと負担能力のある使用者への軽減が図られることになります。市民の暮らしを一層直撃するものであり、納得のいかないものであります。

下水道料金引き上げの根拠として、節水、少子化、単身世帯の増加を理由に安定した経営をするためとしています。しかし、節水、少子化、単身世帯の増加が悪であるようなペナルティ的な市民負担のあり方では、市民は納得できません。

いま一つ、引き上げ理由にしている総務省の通達であります。その内容は、「資本費など汚水処理原価が著しく高く、かつ経費回収率が低い事業にあつては、適正化が望まれる。」としており、決して従わなければならないものではありません。国に言いなりになった引き上げは認めるわけにはいきません。

八街市はなぜ、資本費が高く、経費回収率が低いのかという問題です。市当局が明らかにしているように、幹線整備コストがかかっているためであり、都市基盤整備は自治体の責任で実施すべきであります。市民に対し、受益者負担の名のもとに負担増を押し付けるべきではありません。

先の６月議会で、市長は「日本経済の悪化は市民生活はもとより、市経済にも影響がある。」と言いつつ、下水道料金の収納率低下のもとでの引き上げの提案です。景気低迷、所得の減少で市民生活が深刻な真ただ中での引き上げは、到底容認できません。引き上げの中止を強く求めるものであります。

下水道会計に関し、平成２０年度の公営企業財政健全化審査意見書では、良好な状況であり、是正改善の指定事項なしとしています。料金引き上げに頼らず、下水道事業の企業努力をさらに進め、建設費のコスト縮減、接続率を一層高めるための取り組みを重視すべきです。

市長が今やるべきことは、市民の生活実態を真っ正面から受け止め、自治体本来の仕事である暮らし、福祉を守る施策の充実、市民負担の軽減であります。

以上の立場から、下水道料金の引き上げに反対するものであります。

○議長（山本邦男君）

次に、桜田秀雄議員の議案第５号に対する反対討論を許します。

○桜田秀雄君

私は、議案第５号に反対の討論をいたします。

本条例の改正案は、下水道の使用料を平均的一般家庭の汚水排出量とされる月２０立方メートルで１７．５パーセントの値上げを行うことで、月４００円、年間にして４千８００円のご負担を市民の皆さんにお願いしようとするものでございます。

現在の下水道使用料は、２千２２０円、印旛流域１５市町村の中にあっても、鎌ヶ谷市に次ぐ高負担を市民の皆さんにお願いをしております。

今回の改正案が実施されますと、本市の下水道使用料は１５市町村の中でワースト１の料金体系となり、市民生活に大きな悪影響をもたらします。ご存じのように、本市では５年置きに市民の意識調査を行っております。直近に出されました市民の意識調査を見ますと、八

街からすぐにでも転居をしたいという市民は、前回の調査時の６．８パーセントから１０．５パーセントへと３．７ポイントも増加しております。これを裏付けるように、この数年、本市の人口は減少傾向にあります。これからの時代、私たち高齢化世帯は困難でございますけれども、若い世帯を中心に自分の住みたい街の公共料金や福祉、子育て支援策、生活環境などを吟味し、自分の住む街を自分で選ぶ時代に入っております。国民健康保険税の納付率は全国ワースト１、上水道の普及率はようやく５０パーセントになりましたけれども、下水道の普及率はわずかに２５パーセントあまりでございます。

こうした状況のもとで、下水道料金の値上げを行うことは、市民の意識の中に、ますます八街は住みにくい街だとの意識を植え付けかねず、人口の流出に歯止めが効かなくなり、八街市総合計画の足元を揺るがしかねません。

改正案による年間の上水見込みは３千８００万円と試算されておりますけれども、この不況の真ただ中での値上げは避け、景気回復後の改正が賢明であるとの判断から、本議案には反対をするものでございます。

○議長（山本邦男君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は、分割して行います。

最初に、議案第２号、八街市文化会館建設基金条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号、八街市野球場建設基金条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号、八街市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本邦男君）

起立多数であります。議案第５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号、平成２１年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本邦男君）

起立全員であります。議案第６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号、平成２１年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本邦男君）

起立全員です。議案第７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号、平成２１年度八街市老人保健特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本邦男君）

起立全員です。議案第８号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号、平成２１年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本邦男君）

起立全員です。議案第９号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１０号、平成２１年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本邦男君）

起立全員です。議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本邦男君）

起立全員です。議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本邦男君）

起立全員です。議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成21年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本邦男君）

起立全員です。議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。

本会議、再開時間につきましては、事務局よりご連絡します。

(休憩 午後 2時28分)

(再開 午後 2時55分)

○副議長（加藤 弘君）

再開します。

議長と交代しましたので、ご協力をお願いします。

ただいま、議長、山本邦男議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山本邦男議員の退席を求めます。

（山本邦男議員退席）

○副議長（加藤 弘君）

議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（今井誠治君）

辞職願。私こと、今般、一身上の都合により、議長の職を辞任いたしたいので、許可されるようお願い出ます。

平成21年9月25日。八街市議会議長、山本邦男。

八街市議会副議長、加藤弘様。

○副議長（加藤 弘君）

お諮りします。山本邦男議員の議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

山本邦男議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

山本邦男議員の着席を許します。

（山本邦男議員着席）

○副議長（加藤 弘君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は22名です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○副議長（加藤 弘君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（加藤 弘君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長（加藤 弘君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

なお、同一の性及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票は、正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長（今井誠治君）

1 番、桜田秀雄議員。2 番、林修三議員。3 番、山口孝弘議員。4 番、小高良則議員。5 番、湯浅祐徳議員。6 番、川上雄次議員。7 番、中田眞司議員。8 番、古場正春議員。9 番、林政男議員。10 番、新宅雅子議員。11 番、横田義和議員。12 番、鯨井眞佐子議員。13 番、北村新司議員。14 番、古川宏史議員。15 番、山本義一議員。16 番、京増藤江議員。17 番、右山正美議員。18 番、小澤定明議員。19 番、京増良男議員。20 番、丸山わき子議員。22 番、山本邦男議員。21 番、加藤弘議員。

○副議長（加藤 弘君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（加藤 弘君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（加藤 弘君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に丸山わき子議員、京増良男議員を指名します。

両議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長（加藤 弘君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 22 票。これは、先ほどの出席議員数と符号しています。

そのうち、有効投票 22 票。無効投票 0 票。

有効投票のうち、北村新司議員、17 票。丸山わき子議員、3 票。山本邦男議員、1 票。林政男議員、1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 6 票です。

したがって、北村新司議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました北村新司議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、議長の選挙の当選人と告知します。

議長に当選されました北村新司議員のごあいさつをお願いします。

北村新司新議長、あいさつをお願いします。

○議長（北村新司君）

ただいまの議長選におきまして、議長に推挙されました北村でございます。

しかしながら、浅学非才でございますので、皆様方のご支援とご理解によりまして、議長を務めてまいりたいと、そう思っているところでございます。

議会運営につきましては、たいらな議会運営をしてみたいと、そう思っているところでございますので、さらなるご支援とご指導とご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

○副議長（加藤 弘君）

北村新司議長、議長席にご着席ください。

ご協力ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

議事都合により、しばらく休憩します。

本会議、再開時刻につきましては、事務局よりご連絡申し上げます。

(休憩 午後 3 時 07 分)

(再開 午後 3 時 20 分)

○議長（北村新司君）

再開します。

ただいま、副議長、加藤弘議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 とし、議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、加藤弘議員の退席を求めます。

（加藤弘議員退席）

○議長（北村新司君）

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（今井誠治君）

辞職願。私こと、このたび、一身上の都合により、副議長の職を辞任いたしたいので、許可されますようお願い出ます。

平成21年9月25日。八街市議会副議長、加藤弘。

八街市議会議長、北村新司様。

○議長（北村新司君）

お諮りします。加藤弘議員の副議長の辞職を申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

加藤弘議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

加藤弘議員の着席を許します。

（加藤弘議員着席）

○議長（北村新司君）

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は22名です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（北村新司君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（北村新司君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

なお、同一の性及び同一の名の議員がおられますので、必ず投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票は、正面の演壇に向かって左手の方から投函し、右手の方から自席にご着席願います。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長（今井誠治君）

1 番、桜田秀雄議員。2 番、林修三議員。3 番、山口孝弘議員。4 番、小高良則議員。5 番、湯浅祐徳議員。6 番、川上雄次議員。7 番、中田眞司議員。8 番、古場正春議員。9 番、林政男議員。10 番、新宅雅子議員。11 番、横田義和議員。12 番、鯨井眞佐子議員。14 番、古川宏史議員。15 番、山本義一議員。16 番、京増藤江議員。17 番、右山正美議員。18 番、小澤定明議員。19 番、京増良男議員。20 番、丸山わき子議員。21 番、加藤弘議員。22 番、山本邦男議員。13 番、北村新司議員。

○議長（北村新司君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（北村新司君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小澤定明議員、右山正美議員を指名します。

両議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（北村新司君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 22 票。これは、先ほどの出席議員数と符号しています。

そのうち、有効投票 22 票。無効投票 0 票。

有効投票のうち、新宅雅子議員、17 票。右山正美議員、3 票。加藤弘議員、1 票。林政男議員、1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 6 票です。

したがって、新宅雅子議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました新宅雅子議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、副議長の選挙の当選人と告知します。

副議長に当選されました新宅雅子議員のごあいさつをお願いします。

○副議長（新宅雅子君）

新宅雅子でございます。ただいま、副議長にご推挙いただきまして、誠にありがとうございます。

本日よりは、議長を支え、そして納得のいく議会運営に努力をしていきたいと思っておりますので、どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

○議長（北村新司君）

以上で就任のあいさつを終わります。

日程第 3、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。この選任については、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に京増良男議員、右山正美議員、山本義一議員、山本邦男議員、古川宏史議員、鯨井眞佐子議員、横田義和議員、林政男議員、以上 8 名を。

総務常任委員会委員に新宅雅子議員、京増良男議員、右山正美議員、横田義和議員、林政男議員、小高良則議員、私、北村新司、以上の 7 名を。

文教福祉常任委員会委員に丸山わき子議員、小澤定明議員、山本義一議員、古川宏史議員、古場正春議員、川上雄次議員、山口孝弘議員、林修三議員、以上の 8 名を。

経済建設常任委員会委員に京増藤江議員、山本邦男議員、加藤弘議員、鯨井眞佐子議員、中田眞司議員、湯浅祐徳議員、桜田秀雄議員、以上の 7 名を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（北村新司君）

ご異議ありませんので、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これから、しばらく休憩をして、議会運営委員会及び各常任委員会を開き、正副委員長の

互選をお願いします。

本会議、再開時刻につきましては、事務局よりご連絡いたします。

しばらく休憩します。

(休憩 午後 3時33分)

(再開 午後 4時17分)

○副議長（新宅雅子君）

再開します。

議長と交代しましたので、ご協力をお願いいたします。

会議に入る前に報告します。

最初に、会派誠和会の代表者変更がありました。

新代表者は、山本義一議員です。

次に、山本邦男議員より、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の辞職願が提出され、これを許可しました。

次に、山本邦男議員より、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出され、これを許可しました。

次に、北村新司議員より、農業委員会委員の辞職願が提出され、これが許可されました。

次に、中田眞司議員より、印旛衛生施設管理組合議会議員の辞職願が提出され、これを許可しました。

次に、古川宏史議員より、八街市表彰審査会委員の辞職願が提出され、これを許可しました。

次に、各常任委員会の正副委員長が決定しましたので、報告します。

議会運営委員会委員長に山本邦男議員、同副委員長に鯨井眞佐子議員。

総務常任委員会委員長に林政男議員、同副委員長に小高良則議員。

文教福祉常任委員会委員長に川上雄次議員、同副委員長に山口孝弘議員。

経済建設常任委員会委員長に中田眞司議員、同副委員長に湯浅祐徳議員。

以上のとおり決定しました。

次に、各委員長の就任のあいさつをお願いします。

最初に、議会運営委員長、山本邦男議員。

○山本邦男君

大役を解任していただき、ほっとしておるところでございますけれども、またしても大役を背負うことになりました。どうぞ、議員の皆様方のご指導とご協力をいただきながら、スムーズな議会運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（新宅雅子君）

次に、総務常任委員長、林政男議員。

○林 政男君

先ほど、総務常任委員会で委員長に推挙されました林でございます。私は、議員の皆さん、

そして市の職員と一緒に少しでも市民のためになるように頑張ってまいりたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、委員長の就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（新宅雅子君）

次に、文教福祉常任委員長、川上雄次議員。

○川上雄次君

先ほど、文教福祉常任委員会委員長の互選で、委員長の大任を拝しました川上でございます。力はありませんが、力いっぱい頑張ってまいります。本市の大事な文教、教育分野、また健康に関わる福祉の分野、特に今年は新型インフルエンザの流行等も懸念されております。大切な委員会でございます。皆様のお力をお借りしながら、また、ご指導いただきながら、しっかり頑張ってまいります。よろしくお願いいたします。

○副議長（新宅雅子君）

次に、経済建設常任委員長、中田眞司議員。

○中田眞司君

先ほど、経済建設常任委員会の中で委員長になりました中田でございます。任期中、一生懸命やっていきたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします、簡単ですが、どれもあいさつとします。

○副議長（新宅雅子君）

以上で就任のあいさつを終わります。

次に、先ほど報告しましたとおり、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員が1名欠員となっております。

お諮りします。この際、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として、議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新宅雅子君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第5、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。

以下、組合議員の選挙と略称します。

これより、組合議員の選挙を行います。

規約により、当市の議会議員の中から選挙する組合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新宅雅子君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新宅雅子君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

組合議員に北村新司議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した北村新司議員を組合議員の当選人と定めることに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新宅雅子君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました北村新司議員が、組合議員に当選されました。

ただいま組合議員に当選されました北村新司議員が議場におられますので、会議規則第3
2条第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知します。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となっています。

お諮りします。この際、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、
追加日程第6として、議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新宅雅子君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第6、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

以下、広域連合議員の選挙と略称します。

これより、広域連合議員の選挙を行います。

規約により、当市の議会議員の中から選挙する広域連合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新宅雅子君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新宅雅子君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

広域連合議員に北村新司議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した北村新司議員を広域連合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新宅雅子君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました北村新司議員が、広域連合議員に当選しました。

ただいま広域連合議員に当選されました北村新司議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、広域連合議員の選挙の当選人と告知します。

議長と交代します。

ご協力ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

次に、長谷川市長より農業委員等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、議会が推薦する委員の推薦依頼があります。

お諮りします。この際、八街市農業委員会委員の選挙を日程に追加し、追加日程第7とし、議題とすることにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第7、八街市農業委員会委員の選挙についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中田眞司議員の退席を求めます。

（中田眞司議員退席）

○議長（北村新司君）

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員として、中田眞司議員を推薦したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました中田眞司議員を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議ありませんので、中田眞司議員を八街市農業委員会委員として推薦することに決定しました。

中田眞司議員の入場を許します。

（中田眞司議員入場）

○議長（北村新司君）

次に、印旛衛生施設管理組合議会議員1名が欠員となっています。

お諮りします。印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第8とし、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第8、印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙を行います。

以下、組合議員の選挙と略称します。

これより、組合議員の選挙を行います。

規約により、当市の議会議員の中から選挙する組合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

組合議員に古川宏史議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した古川宏史議員を組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました古川宏史議員が、組合議員に当選されました。

ただいま組合議員に当選されました古川宏史議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知します。

次に、八街市表彰審査会委員1名が欠員となっています。

お諮りします。八街市表彰審査会委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第9とし、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第9、八街市表彰審査会委員の推薦についてを議題とします。

八街市表彰規定第2条第1項の規定による議会推薦の表彰審査会委員として、山本邦男議員を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村新司君)

ご異議ありませんので、山本邦男議員を八街市表彰審査会委員として推薦することに決定しました。

お諮りします。議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第10とし、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村新司君)

ご異議なしと認めます。

追加日程第10、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第164条第1項の規定により、10月14日に群馬県前橋市、15日に埼玉県熊谷市で行われる総務常任委員会及び文教福祉常任委員会の合同視察研修、10月16日に成田市で議会運営に関する研修、意見交換及び講演を目的に開催される千葉県北総地区市議会正副議長会議員研修会、10月22日に栃木県宇都宮市、23日に栃木県真岡市で行われる議会運営委員会及び経済建設常任委員会の合同視察研修、11月11日に福島県会津若松市で開催される印旛管内市議会正副議長連絡協議会視察研修会及び定例会に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村新司君)

ご異議なしと認めます。

配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第11とし、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村新司君)

ご異議なしと認めます。

追加日程第11、議席の一部変更の件を議題とします。

配付のとおり、議席10番、新宅雅子議員を議席21番へ。議席11番、横田義和議員を議席10番へ。議席12番、鯨井眞佐子議員を議席11番へ。議席13番、私、北村新司を

議席 2 2 番へ。議席 1 4 番、古川宏史議員を議席 1 3 番へ。議席 2 1 番、加藤弘議員を議席 1 2 番へ。議席 2 2 番、山本邦男議員を議席 1 4 番へ。

議席の一部をそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（北村新司君）

ご異議なしとみとめます。

ただいま変更のあった方は、次の会議より新議席への移動をお願いします。

次に、齊藤教育長より発言を求められていますので、これを許します。

○教育長（齊藤 勝君）

議長のお許しを得て、一言お礼のあいさつをさせていただきます。

皆様のご承認を得て、教育長を務めさせていただきましたが、9月30日をもって任期満了により退任させていただきます。

新型インフルエンザ猛威の不安、さらに本日議決いただきました教育委員会のさまざまな事業を残して退任することは、心残りではありますが、議員の皆様のご支援のもと、今後さらに大きな成果を上げるものと信じております。

私が就任したとき、下校中の児童が悲惨な事件に巻き込まれる事件が全国で相次いで起こりました。八街市でも市民の皆様の強い要望により、次年度、子どもたちが防犯ブザーを持てるように予算化することができました。幸いにも、今、不審者情報は激減しております。しかし、平和な今だからこそ、子どもたちの通学路の安全については、全市民の庇護のもと守っていかなければなりません。

子どもたちには人を信じること、人を疑うことという、相反することをこれからしっかりと指導していかなければなりません。私も一市民として、自分のできることから子どもたちを見守りたいと思っております。

これから、学校・家庭・地域の連携のもと、子どもたちの学力は大きく向上するものと信じています。社会教育課の手づくり資料、八街の文化財に代表されますように、公民館、資料館、図書館、スポーツプラザはアイデアと活力で生涯学習の拠点づくりにさらに努力してまいります。

本日、議決された給食費収納管理システム導入により、給食費未納者問題は改善の方向に向かうと信じております。

しばらくの間、教育長が不在となります。その間、教育次長、尾高幸子が教育長職務代理者として事務局を束ねます。その間、よろしくお願いいたします。

終わりになりますけれども、私、個人的なことなのですが、明智光秀の娘で、細川忠興の妻、そして明智光秀の謀反によって離縁したんですけれども、豊臣秀吉の命令によって復縁して、そして今度はまた石田三成の人質を拒否して命を絶ちました細川珠、洗礼名ガラシャの最後の歌が大好きなんです。私の生きざまをそれに似せようと思っておりますので、その最後の歌をご紹介します、お礼のあいさつにかえさせていただきます。

「散りぬべき時知りてこそ世の中の人も人なり花も花なり」ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

齊藤教育長におかれましては、この４年間、八街市の子どもたちのために、いつも温かい言葉で、きめ細やかなご指導をいただき、心よりお礼申し上げます。

議会といたしましても、八街市の教育の発展に心魂を打ち込み、ご尽力をいただいたことは、大変心強いことでありました。議会を代表いたしまして感謝申し上げます。

教育長職を離れましても、八街市の子どもたちの未来のために、末永くお力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。お疲れさまでした。

本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成２１年９月第５回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたします。閉会のごあいさつといたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議場において各常任委員会及び議会運営委員会の写真撮影を行います。

その後、第２会議室において議会だより編集委員会を開催いたしますので、関係する議員はお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

（閉会 午後 ４時４２分）

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程

発議案第9号、第10号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第2号から議案第13号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 議長辞職の件

4. 議長の選挙

5. 副議長辞職の件

6. 副議長の選挙

7. 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

8. 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙について

9. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

10. 八街市農業委員会委員の選挙

11. 印旛衛生施設管理組合議会議員の選挙

12. 八街市表彰審査会委員の推薦について

13. 議員派遣の件

14. 議席の一部変更の件

.....
発議案第9号 八ッ場ダム建設継続を求める意見書について

発議案第10号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書について

議案第2号 八街市文化会館建設基金条例の制定について

議案第3号 八街市野球場建設基金条例の制定について

議案第4号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 平成21年度八街市一般会計補正予算について

議案第7号 平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第8号 平成21年度八街市老人保健特別会計補正予算について

議案第9号 平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第10号 平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第11号 平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成21年度八街市水道事業会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 北 村 新 司

八街市議会議員 川 上 雄 次

八街市議会議員 湯 淺 祐 徳

